## 1 発電以外の流水占用料

種 別	単 位	年額 (円)
発電以外の原動力に供するもの	1 秒ごと 0.01 立方メートル	8,505
養魚の用に供するもの	1秒ごと 0.01立方メートル	5,775
工業の用に供するもの	1 秒ごと 0.01 立方メートル	35,910
その他の用に供するもの	1秒ごと 0.01 立方メートル	13,650

備考 使用水量に 0.01 立方メートル未満の端数を生じたときは、0.01 立方メートルに切り上げる。

## 2 土地占用料

	区	分	単 位	年 額	(円)
工作物	広告板 (	掲示板を含む。)	表示面積1平方		690
の設置			メートル		090
を伴う	電柱		1 本		8 4 0
もの	鉄 塔		占用面積1平方		1,500
			メートル		1,500
	管線類	外径が 50 センチ	長さ1メートル		
		メートル未満の			150
		もの			
		外径が 50 センチ	長さ1メートル		
		メートル以上の			390
		もの			
	漁業用施	武	占用面積1平		
			方		90
			メートル		
	その他の	もの	占用面積1平		
			方		300
			メートル		

工作物	農地(樹園地を除く。)又は	占用面積1平	
の設置	採草地	方	9
を伴わ		メートル	
ないも	茶、果樹等の樹園地	占用面積1平	
0		方	20
		メートル	
	その他のもの	占用面積1平	
		方	160
		メートル	

## 備考

- 1 占用期間が1年未満であるときは、月割計算とし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 面積又は長さにこの表に定める単位に満たない端数があるときは、 この表に定める単位に切り上げる。
- 3 1件の占用料に 100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げる。
- 4 1件の占用料が1,000円に満たないものについては、1,000円とする。
- 5 電柱については、支柱及び支線は1本、H柱は2本とみなす。
- 3 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単 位	金 額	(円)	
砂利	1 立方メー		210	
	トル		210	
砂	1 立方メー		210	
	トル		210	
土砂	1 立方メー		210	
	トル		210	
栗石 (れき) (控長が 25 センチメー	1 立方メー		231	
トル以下のもの)	トル	2.5		
玉石(控長が25センチメートルを超	1 立方メー		2,520	
え 40 センチメートル以下のもの	トル		2,520	

玉石(控長が 40 センチメートルを超	1 個	時価を考慮して	
えるもの)		その都度市長が	
		定める額	
ささ又はじゅん菜	100 平方メ	8 4	
	ートル	0.4	
あし又はかや	100 平方メ	262	
	ートル		
埋もれ木又は竹木	100 平方メ	時価を考慮して	
	ートル	その都度市長が	
		定める額	

## 備考

- 1 容積又は面積にこの表に定める単位に満たない端数があるときは、この表に定める単位に切り上げる。
- 2 1件の採取料に 100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げる。